

岩手県告示第 710 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 10 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
有限会社 ケアネット あじさい	盛岡市東新庄一丁目 23 番 30 号	ヘルパーステー ションあじさい	盛岡市箱清水一丁目 25 番 11 号	盛岡市紺屋町 7 番 6 号	平成 18 年 4 月 10 日